教育福祉委員会審査日程表

日時　平成２７年６月３０日（火）
午前１０時開議
場所　第３・４委員会室

第１　陳情第　２　号　中学校の歴史・公民教科書の採択に関する陳情書

第２　陳情第　７　号　小児臓器移植環境の更なる進展を求める意見書を政府に提出することを求める陳情書

第３　議案第４８号　流山市福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第４　議案第４７号　流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第５　議案第４９号　流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例及び流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第６　陳情第　５　号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

第７　陳情第　４　号　「国における平成２８（２０１６）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書

第８　所管事務の継続調査について

平成２７年６月３０日（火）教育福祉委員会説明資料

健康福祉部障害者支援課

流山市福祉手当の支給に関する条例の一部改正について

1　福祉手当とは？

㋑障害者に対する在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和５３年から障害者の生活の安定と福祉の増進を目的に支給。

㋺障害者の在宅介護のため、家族がその時間を拘束される経済的損失や負担を補填し、ねぎらう意味から支給してきたもの。

㋩障害者手帳取得者に対し、障害の種別・等級・課税状況・公的サービスの利用状況に応じて８月、１１月、４月の各月末日に４ケ月分を年３回に分け支給。

【福祉手当支給額】（表１）

区分		福祉手当の月額(円)
身体障害者	1･2級	6,900
	3 級	5,900
	ねたきり身体障害者	8,650
知的障害者	重 度	8,650
	中 度	7,900
	軽 度	6,900
精神障害者	1 級	6,325
	2 級	5,060
	3 級	3,795

【福祉手当支給実績】（表２）

	手当支給延べ人数（対象者数）	年間支給実績額
平成 24 年度実績	11,057 人（3,686 人）	222,395,251 円
平成 25 年度実績	11,468 人（3,823 人）	228,573,151 円
平成 26 年度実績	11,499 人（3,833 人）	234,297,727 円

2　今後、市が将来に向けて取り組む重点施策について（平成 27 年度～平成 29 年度）

今後、市が将来に向けて取り組む重点施策（下記①～⑩事業）を実施します。

（第５次障害者計画・第４期障害福祉計画に位置付け）

３年間で必要となる下記①～⑩事業費の合計：　約２３億４，５７４万円

３年間で必要となる下記①～⑩事業費市負担額の合計：　約１０億６，７０７万円

３年間での市負担増加額：　約４億４，５３９万円

※障害者のサービス利用状況や国・県の補助率・補助額により上記金額の増減有。

（1）障害者やその家族、障害者団体からの要望と今後市が将来に向けて取り組む重点施策について

①　グループホームの整備・充実に対する要望について

要望：障害を持つ子の親高齢化に伴い、「親亡きあと」の生活の場の確保を切に望む声が上がっています。

方策：障害者が生まれ育ったこの流山で生活できるようグループホームを整備する必要があります。

②　短期入所施設の整備について

要望：保護者の急な入院や体調不良、冠婚葬祭等の行事、介護疲れなどでいざという時に障害を持った子どもを預ける場所が少なく、不安であるという保護者からの強い要望があります。

方策：保護者の緊急時に対応できる短期入所（ショートステイ）を整備する必要があります。

③　日中活動の場の確保について

要望：今後、障害者の増加による生活介護施設の入所定員が不足することが予測されます。

方策：障害者の日中活動の場である生活介護施設の整備が必要となります。

④　相談支援施設の整備について

要望：障害者や障害者団体から、障害者が地域で生活するためには、身近で気軽に相談できる介護保険の地域包括支援センターのような施設を整備してほしいとの要望があります。

方策：身近な場所で無料で専門的な相談ができる相談支援施設を整備する必要があります。（平成２７年度までに市内３カ所整備）

⑤　重症心身障害者（児）施設の充実について

要望：重症心身障害を持つ障害児・者の親たちの長い念願であった、東葛地区に重症心身障害者施設を県・東葛６市により柏市に整備（平成２５年整備済）しました。

方策：今後も入所の促進と療養介護給付費に対する経費を継続していく必要があります。

⑥　重度障害者医療費助成制度の現物給付化への対応（平成 27 年８月実施）について

要望：重度障害者医療費助成制度の医療費の支払い方法について利便性を求める要望が出ていました。

方策：県において関係機関を含め検討がなされた結果、利便性向上のため償還払いから現物給付へ移行することとし県要綱が改正され、県要綱に合わせ市条例を改正し平成 27 年８月１日から現物給付実施することとしました。それにより市においても 1.3 倍から 1.5 倍の経費増を見込みます。

⑦　手話通訳等の意思疎通支援の充実

要望：聴覚障害者団体から設置手話通訳者を週３日ではなく、週５日にしてほしいとの要望があります。

方策：聴覚障害がいつでも市役所の利用ができるよう設置手話通訳者を週３日から週５日に配置日数を増やしました。今後、障害者差別解消法の施行に向け意思疎通支援の充実が必要となります。

⑧　障害児支援の充実

要望：障害児の保護者より「つばさ学園」の児童発達支援センター化とデイサービス等の障害児に対する支援　の充実の要望があります。

方策：「計画相談支援」と「保育所等訪問支援」の新事業の実施、施設の増改築と園庭の整備等の施設整備を進め、障害児に対するサービスの充実に取組みます。

⑨　視覚障害者や知的障害者、発達障害者等の同行援護や移動支援の充実について

要望：視覚障害者や知的障害者、精神障害者、発達障害者等の社会参加にとって必要不可欠なサービスであり、特に視覚障害者からの要望が強く出ています。

方策：利用者の利便性を考慮し、支給量が不足することが無いようにします。

⑩　就労支援の充実について

要望：障害者やその家族、就労支援施設から障害者の作業工賃は月額１万円前後となっており、サービス給付費の自己負担や通所のための交通費を払うと工賃がほとんど残らないことから、現在ある市が単独で実施している就労支援に係る事業の継続の要望があります。

方策：障害者の就労意欲を維持するためにも、現在ある市単独事業の交通費の一部補助と自己負担が発生した時のサービス利用料の全額補助を継続していきます。

（2）福祉手当の制度内容についての意見・要望

①　福祉手当支給額の見直しについて

精神障害者の家族会から、障害の種別により福祉手当の額に差があることについて、是正してほしいとの強い要望が出されています。

そうした要望を踏まえ、障害の種別による額の差異を支給額の低い方に合わせるのでなく、支給額の一番高い知的障害者に合わせたいと考えます。

②　福祉サービスを利用しなくなった場合の半額支給から全額支給に復活できることについて

現制度では、介護保険サービスや障害福祉サービスを１度でも使った場合、一生涯手当支給額が半額のままであることについて、障害者やその家族からサービスを利用しなくなったら復活できるようにしてほしいとの要望があります。そうした要望に応えるため、介護保険サービスや障害福祉サービスを利用しなくなった場合、福祉手当を復活できる仕組みにしたいと考えます。

3　福祉手当の見直しについて

㋑福祉手当は、在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和 53 年につくられた 36 年前の制度で、障害をお持ちの方に対する在宅介護のため、家族がその時間を拘束される経済的損失や負担を補填する目的で補助されてきました。

㋺制度開始から 36 年が経過し、障害基礎年金による国の所得保障制度の整備、ホームヘルプサービス、障害者が施設に通所し生活訓練を受ける日中活動の場、障害者が就労訓練を受ける就労支援施設等の在宅障害者への生活支援サービスが順次整備・拡充してきました。

㋩施設や事業所が整備され、障害福祉サービスや介護保険による介護サービスを利用できるようになったことで家族の介護負担も軽減されてきました。

㋥障害者やその家族、障害者団体からの要望について、今後市が将来に向けて取り組む重点施策として位置付け、その要望を実現可能なものとするため、福祉手当のような市単独の予算による現金給付の補助制度を見直す必要があると考えます。それにより生まれた財源を新しい障害福祉サービスの提供と、より一層のサービスの充実に向け有効に活用することが重要と考えます。

4　障害者や市民への説明と経緯について

（障害者やその家族、市民への説明と流山市福祉施策審議会への諮問・答申）

（１）障害者団体（流山市障害者団体連絡協議会）への説明会（3 回実施）

（２）パブリックコメントの実施（30 日間）

（３）アンケート調査の実施

（４）障害者個々及び一般市民に対する説明会の実施

（５）流山市福祉施策審議会で審議（5 回）

流山市福祉施策審議会（諮問と答申）

＜諮問＞平成 25 年 12 月 12 日流山市福祉施策審議会に対し次のように諮問。

36 年間の時代の変遷の中で介護保険制度や障害福祉サービスの充実が図られてきたことで、福祉手当の当初の役割は果たされてきたと考えます。限られた予算を有効に活用し、今後、障害者やその家族が切実に求めている施策と新たに必要となる障害福祉サービスの充実に向け、福祉手当のような一律の現金給付の見直しが必要と考えます。

また、障害者団体から要望が強かった障害種別による支給額の格差を是正し、福祉手当の額を増額することとし、サービスを利用しない障害者やその家族で、市民税非課税世帯や市民税均等割りの低額所得世帯については、新たな支給額による支給を継続することとし、意見を求めるため諮問します。

＜答申＞５回の審議を経て、平成２６年４月４日流山市福祉施策審議会から次のように答申が示された。

① 現金給付からサービス給付への転換について

制度発足から３５年以上が経過しているが、この間、障害福祉制度は措置から契約に基づくサービス給付へと大きな変化を遂げている。介護保険法や障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行により、障害者が地域で生活出来るよう、サービスの充実が図られてきた。こうした流れの中で、流山市福祉手当の見直しについては、限られた財源を有効に活用し、サービスの多様化を図るという観点から、やむを得ないと考える。ただし、今後市が重点的に取り組むべき新たな施策については、障害者及び障害者団体のニーズに十分に配慮しつつ、今後の市民ニーズを十分把握した上で検討願いたい。

② 支給対象者の範囲について

現在の支給対象者については、他市に比べ年齢要件や障害程度区分、所得要件について、広範囲に手厚く支給されている。また、支給基準が複雑であることから、見直しもやむを得ない。流山市の福祉手当支給制度は、生活保障が目的ではなく、福祉サービスが充実していなかった時代に、在宅での生活を支援する意味で、金銭給付を実施してきたものである。ただ、収入の少ない障害者においては、生活費の一部として利用している現状もあることから、生活困窮者については、現在及び将来の生活不安を払しょくするため、障害年金や生活保護等の他制度の利用について、更なる普及・啓発と、障害者が安心して相談できる体制づくりが必要と考える。

③ 介護サービスや障害福祉サービスを利用した時の福祉手当の半額減額措置について

障害福祉サービス利用者は確実に増加しており、今後も増加するものと予測される。また、介護給付費や訓練等給付費等の障害者に対するサービス給付費の伸びも著しい増加傾向にあり、サービス給付と福祉手当を受けることは、重複支給とも考えられる。将来のサービス給付費の増加に対応し、障害者の自立に向けたサービス支給量をしっかり確保する必要がある。財源は限られていることから、福祉手当の半額支給停止に加え全額支給停止についても視野に入れた対応が必要と考える。障害者の障害状況とサービスの利用状況も踏まえ、慎重かつ柔軟な対応を図られたい。

④ 当審議会からの意見として次のことを申し述べる

福祉手当に代わるサービスの充実については、平成２７年４月から実施され、平成２６年度中に策定作業が行われる「第五次流山市障害者計画」と「第４期流山市障害福祉計画」において、サービス充実への取り組みについて計画に十分反映させること。当審議会において意見として出された成年後見制度の充実については、障害者等の権利擁護との関係も含め、制度の充実に考慮されたい。

5 改正の主な内容について

【福祉手当見直しによる月額支給額の変更内容】（表 3）

区分		月額支給額（単位：円）		
		旧〈改正前〉	新〈改正後〉	月額増加額
身体障害者	１・２級	6，９００	7，９００	１，０００
	３級	5，９００	6，９００	１，０００
	ねたきり身体障害者	8，６５０	8，６５０	０
知的障害者	重度	8，６５０	8，６５０	０
	中度	7，９００	7，９００	０
	軽度	6，９００	6，９００	０
精神障害者	１級	6，３２５	7，９００	１，５７５
	２級	5，０６０	7，９００	２，８４０
	３級	3，７９５	6，９００	３，１０５

【課税状況とサービス利用による支給割合について】（表 4）

	サービス利用の有・無	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
市県民税非課税世帯	サービス利用有の場合	1/2 支給	1/4 支給	資格喪失
	サービス利用無の場合	全額支給	全額支給	全額支給
市県民税課税均等割り世帯	サービス利用有の場合	1/2 支給	1/4 支給	資格喪失
	サービス利用無の場合	1/2 支給	1/2 支給	1/2 支給
生活保護世帯		資格喪失	資格喪失	資格喪失
市県民税額 42 万円以上の世帯		支給停止	支給停止	支給停止

【手当見直し後のモデルケース】（表 5）

	年度	サービス利用なし	サービス利用あり
＜モデル例１＞ 障害者（身障１・２級、知的障害中度、精神障害１級）が非課税で世帯が市県民税 42 万円以下の場合	H28 年度	3，950	3，950
	H29 年度	1，975	1，975
	H30 年度	0	0
＜モデル例２＞ 障害者（身障 1・2 級、知的障害中度、精神障害 1 級）が非課税で世帯も市県民税が非課税の場合	H28 年度	7，900	3，950
	H29 年度	7，900	1，975
	H30 年度	7，900	0
＜モデル例３＞ 障害者（身障 1・2 級、知的障害中度、精神障害 1 級）が非課税で世帯が市県民税均等割り課税の場合	H28 年度	3，950	3，950
	H29 年度	3，950	1，975
	H30 年度	3，950	0

6 福祉手当の見直しにより生まれる財源について（健康福祉基金への積み立て）

●福祉手当の見直しにより生まれた財源は、健康福祉基金に全額積み立て、「今後、市が将来に向けて取り組む重点施策」に活かし、特に今後親亡きあとに障害者が地域で暮らすための基盤として必ず必要となるグループホーム等の施設整備のための準備資金とします。

●介護サービス、障害福祉サービスを利用していて手当の受給資格が喪失となる方、または、課税世帯により手当が支給停止になる方に対しては、３年かけて支給額を段階的に減らしていく激変緩和策を実施。

7 福祉手当見直しに伴う激変緩和策について

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経費 236,762,011 円/年	39,065,732 円減 16.5%減（対 H27 年度比） 経費 197,696,279 円 /年	100,150,331 円減 42.3%減（対 H27 年度比） 経費 136,611,680 円/年	156,262,927 円減 66.0%減（対 H27 年度比） 経費 80,499,084 円/年
	・市県民税課税世帯（所得割 42 万円以上の世帯に属する障害者の場合は支給停止 ・生活保護受給者は資格喪失		
【現行制度】 ・市県民税課税（所得割 42 万円未満）までの障害者、但し市県民税課税の場合（22 万円を超え 42 万円未満）について段階的な減額措置有 ・サービスを利用すると一律に 50%支給	・市県民税課税世帯（所得割 42 万円未満）に属する障害者の場合は、基本月額の 50%支給 ・非課税世帯に属する障害者で福祉サービスを利用した場合は、基本月額の 50%支給	・市県民税課税世帯（所得割 42 万未満）に属する障害者の場合は、基本月額の 25%支給 ・非課税世帯に属する障害者で福祉サービスを利用した場合は、基本月額の 25%支給	・市県民税課税世帯に属する障害者の場合は支給停止 ・福祉サービスを利用した場合は資格喪失（サービスを利用しなくなった場合再申請可能）
	・市民税課税均等割りで福祉サービスを利用しない場合(基本月額の 50%支給)	・市民税課税均等割りで福祉サービスを利用しない場合(基本月額の 50%支給)	・市民税課税均等割りで福祉サービスを利用しない場合(基本月額の 50%支給)
	・非課税世帯に属する障害者で福祉サービスを利用しない場合(基本月額全額支給)	・非課税世帯に属する障害者で福祉サービスを利用しない場合(基本月額全額支給)	・非課税世帯に属する障害者で福祉サービスを利用しない場合(基本月額全額支給)

平成 30 年以降も福祉手当を継続して支給

近隣市の福祉手当比較表

		流山市	流山市(改正案)	我孫子市(H21年改正)		柏市		野田市			松戸市		習志野市
【対象者】 障害児 (主に20歳未満)		障害児 身体障害者 1.2.3級 知的障害者 重度、中度、軽度 精神障害者 1.2.3級	障害児 身体障害者 1.2.3級 知的障害者 重度、中度、軽度 精神障害者 1.2.3級	障害児(18歳未満) 身体障害者 1.2.3級、 知的障害者 重度、中度 精神障害者 1.2級		障害児 身体障害者手帳 1.2.3.4級 知的障害者 重度、中度 精神障害者 1級		障害児 身体障害者 1.2.3.4級 知的障害者 重度、中度			障害児 身体障害者 1.2.3.4級 知的障害者 重度、中度		障害児 なし
【対象者】 障害者 (主に20歳以上)		障害者 身体障害者 1.2.3級 ねたきり身体障害(20歳以上65歳未満) 知的障害者 重度、中度、軽度 精神障害者 1.2.3級	障害者 身体障害者 1.2.3級 ねたきり身体障害(20歳以上65歳未満) 知的障害者 重度、中度、軽度 精神障害者 1.2.3級	障害者(18歳以上) 身体障害者 1.2級 ねたきり身体障害者(18歳以上65歳未満) 知的障害者 重度 精神障害者 1級		障害者 身体障害者 1.2級 ねたきり身体障害者(20歳以上65歳未満) 知的障害者 重度、中度 精神障害者 1級		障害者 身体障害者 1.2.3.4級(ただし3.4級は60歳以上) ねたきり身体障害者(20歳以上65歳未満) 知的障害者 重度、中度			障害者 ねたきり身体障害者(18歳以上65歳未満) 知的障害者 重度		障害者 ねたきり身体障害者(20歳以上65歳未満) 知的障害者 重度
所得制限		❶市民税22万円以下は全額支給 ❷市民税22万円超～42万円未満は減額支給 ❸市民税42万円以上は不支給	❶市民税非課税は全額支給 ❷市民税均等割課税は半額支給 ❸市民税所得割課税は不支給 ❹生活保護者は不支給	❶市民税非課税は全額支給 ❷市民税均等割課税は半額支給 ❸市民税所得割課税は不支給 ❹生活保護者は不支給		なし		❶国手当の所得制限を適用 ❷生活保護者は不支給			❶国手当の所得制限を適用(障害者のみ)		❶国手当の所得制限を適用
多制度との調整		❶介護保険給付サービス、自立支援法の給付サービスを受けた場合は翌月以降は支給額の2分の1が支給となる。	❶介護保険給付サービス、障害者総合支援法の介護給付・訓練等給付等の給付サービスを受けた場合は資格喪失となる。ただし、サービスの利用がなくなった場合は再申請できる。	❶なし		❶ねたきり身体障害者、在宅重度知的障害者については、介護保険給付サービスを受けた場合は支給停止となり、サービスを受けなくなれば支給対象となる。		❶ねたきり身体障害者、在宅重度知的障害者については、介護保険給付サービスを受けた場合は翌月以降支給停止となる。			❶ねたきり身体障害者、在宅重度知的障害者については、介護保険給付サービス、予防給付サービスを受けた場合は翌月以降支給停止となる。		❶介護保険給付サービスを受けた場合は翌月以降支給停止となる。
当初予算額(H25)単位:円		226,642,000	76,602,780	64,070,000		764,700,000		153,747,000			41,664,000		12,329,000
対象者数(H25)単位:人		3,839	962	831		5,626		2,771			496		119
対象年齢		全年齢	全年齢	18歳未満	18歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上	60歳以上	18歳未満	18歳以上	20歳以上
身体障害	1級	6,900	7,900	8,650	6,500	14,500	11,000	5,800	5,800	—	7,000 ※(10,800)	—	—
	2級	6,900	7,900	8,650	6,500	14,500	11,000	5,800	5,800	—	7,000	—	—
	3級	5,900	6,900	8,650	—	13,000	—	4,000	—	4,000	6,000	—	—
	4級	—	—	—	—	13,000	—	3,100	—	3,100	6,000	—	—
	ねたきり	8,650	8,650	—	8,650	—	12,500	—	8,650	—	—	8,650	8,650
知的障害	重度	8,650	8,650	8,650	8,650	14,500	12,500	5,800	8,650	—	7,000 ※(10,800)	8,650	8,650
	中度	7,900	7,900	8,650	—	13,000	11,000	5,800	5,800	—	6,000	—	—
	軽度	6,900	6,900	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
精神障害	1級	6,325	7,900	8,650	6,500	11,000	11,000	—	—	—	—	—	—
	2級	5,060	7,900	8,650	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3級	3,795	6,900	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※月1回障害者1級と知的障害者重度が支給するもの

障害者支援課資料

「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正について

「流山市身体障害者福祉センター」を「流山市障害者福祉センター」とすることについて

1　現状と経過

（１）開設時期

「流山市身体障害者福祉センター」は、昭和５６年４月に身体障害者福祉法に規定された「身体障害者福祉センターＢ型」施設として、併設施設「地域ふれあいセンター」と共に開設されたもので、開所から３３年が経過した。

平成２３年４月１日からＮＰＯ法人自立サポートネット流山が指定管理者に選定され現在に至っている。

（２）利用対象者について

現在の利用対象者は、１８歳以上の身体障害者手帳所持者となっています。

（３）主な業務について

身体障害者を対象に、各種講習会、機能回復訓練、創作活動、社会適応訓練を実施している。

2　見直しの理由と背景

（１）障害者からの要望

身体障害者以外の障害者も施設を利用できるようにして欲しいとの要望や問い合わせが上がっている。

（２）障害者福祉制度の変化について

平成１８年に障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）が施行され、それまで障害別ごと（身体、知的、精神）に対応していた障害福祉サービスが一元化されました。サービスの提供にあたっては、全ての障害者が共通のサービスを利用できる仕組みへと変更となり現在に至っている。

3　対応方針と留意事項

（１）利用できる対象者の拡大について

平成１８年に制定された障害者自立支援法（平成２５年に障害者総合支援法に改正）では、障害の種別（身体、知的、精神）に関係なく、全ての障害者が必要とするサービスが利用できることを法の理念に掲げています。そうしたことから身体障害者福祉センターを全ての障害者が利用できる施設として位置づけたい。

（２）計画への位置づけ

第５次障害者計画（Ｈ２７年度～Ｈ３２年度）に「身体障害者福祉センターが中心となり、障害者団体と連携し障害者が楽しめる講座や行事を企画し、誰もが参加できる行事を実施する」と規定した。

（３）留意事項

現在利用されている身体障害者に対する講座や講習会等のサービスはしっかり確保し、サービスの低下が起こらないようにする。

4　具体策

（１）「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正を行う。

〈改正内容〉

① 「流山市身体障害者福祉センター」から「流山市障害者福祉センター」に名称を改める。

② 第６章第２５条障害者福祉センターの目的及び業務の「（２）講演会等のための場所の提供に関すること。」を「（２）講演会等の実施及び場所の提供に関すること。」に改め、市の業務目的を明確にする。

③ 障害者全体対象の講座を増やす。

・手芸講座２３回→２９回
・カラオケ講座２４回→３６回
・料理教室６回→１０回
・パソコン講座６６回→７８回

（２）指定管理再選定に係る仕様書の見直しを行う。

5　市民参加手続きについて

（１）障害者への説明

・平成２７年５月１日「身体障害者福祉会」総会で説明。
特に反対意見なし。
・平成２７年５月２７日「流山市障害者団体連絡協議会」（市内１１障害者関係団体）で説明。
特に反対意見なし。

（２）流山市福祉施策審議会（３回審議）

・平成２７年４月２８日諮問
・平成２７年６月２日答申

6　経費について

講座増による講師料及び光熱水費として１年間で４６５，０００円の増を見込む。

資料１

身体障害者福祉センター事業実施状況

単位：人

事業名		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		実施回数	延人員	実施回数	延人員	実施回数	延人員
創作活動	手芸講座	24	402	23	480	23	470
	カラオケ講座	24	442	24	452	24	445
	料理講座	6	39	5	50	6	83
	小計	54	883	52	982	53	998
機能回復訓練	リハビリ(理学)	44	519	46	740	43	667
	リハビリ(作業)	44	519	46	740	43	667
	音楽講座	24	262	24	301	24	310
	言語訓練	12	108	12	134	22	273
	小計	124	1,408	128	1,915	132	1,917
社会適応訓練	点字講座	4	34	39	256	40	299
	聴覚障害者日曜教室	—	—	—	—	—	—
	中途失聴者・難聴者の手話講習会	—	—	—	—	—	—
	パソコン講座	7	8	76	365	66	256
	小計	11	42	115	621	106	555
更生相談事業	更生相談	8	11	97	147	136	258
その他	点訳講座	36	297	36	310	36	296
	手話通訳養成講座(入門・基礎・初級・中級等)	67	1,745	67	1,343	62	1,077
	要約筆記通訳養成	26	379	26	327	26	230
	ボランティア団体養成	9	210	8	233	31	511
	障害者団体勉強会	46	882	72	1,017	32	468
	視覚障害者卓球	—	—	—	—	—	—
	点字パソコン利用	—	—	—	—	—	—
	その他(部屋の貸出)	95	466	42	515	58	901
	小計	279	3,979	251	3,745	245	3,483
合計		476	6,323	643	7,410	672	7,211